

自治基本条例第31条（参画と協働によるまちづくり条例）が定められた経緯

1 自治基本条例作成のコンセプト

- (1) 自治基本条例検討委員会から出された報告書を最大限尊重
- (2) 市民にとってわかりやすい簡潔な条例とした。
 - ①箇条書きにできるものについては、できるだけ箇条書きとした。
 - ②自治を推進するための原則を定めることとし、「他の法令等に規定されているもの」や「具体的な手法（方法）等」は、特に必要な項目のみ盛り込むこととした。
- (3) 「具体的な手法（方法）」については、他の個別条例・規則、要綱、構想、計画、施策、制度等に委ねることとし、条例制定後、検証していくこととした。

2 自治基本条例検討委員会における議論（自治基本条例検討委員会報告書）

- (1) 参画（P22）
 - ・「参画推進の原則」「住民参画制度の確立」「参画の形態」「住民参画推進評価委員会」「パブリックコメントの際の市の職員の住民への直接説明」などを詳細に規定すべきという意見と、「参画と協働によるまちづくり条例」で詳細に定めるべきという意見
- (2) 協働（P23）
 - ・「協働」については、「参画と協働によるまちづくり条例」で詳細に定めるべきではないか。
 - ・第三者委員会として「協働推進委員会」を規定すべきとの意見と、「参画と協働によるまちづくり条例」の中で位置づければよいとの意見

3 （参画と協働によるまちづくり条例）熊本市自治基本条例第31条

参画と協働を拡充推進するための基本的な事項については、別に条例で定めるものとします。